

3・12全国統一行動

官民の力をあわせて 賃金・労働条件の向上を



決起集会には850人が集まり、たたかう決意を固めた

3・12全国統一行動がとりくまれ、前日の衛都連統一春闘交渉に続き、各単組で早朝門前宣伝、職場集会などの行動がとりくまれました。大阪市内では3か所の早朝宣伝でスタート。ランチタイムデモでは、婦人部の菜の花行動を先頭に「大幅賃上げを勝ち取ろう」「憲法を守れ」と元気よく御堂筋を行進し、沿道の働く仲間の注目を集めました。

大阪市役所前で開催された春闘決起集会には単組の仲間もかけつけ、官民力を合わせて春闘を力強くたたかおうと決意を固めました。医療部会は、午前中にナースウェーブとして医労連や民医連の仲間とともに、大阪府などへ、医療従事労働者の労働条件や賃金の向上を要求しました。

大阪地裁

「思想調査アンケート」は違法



3月30日午後1時10分、大阪地方裁判所第809号法廷で、判決本文が読み上げられました。「被告は、原告らに対し、それぞれ60000円を支払え(以下略)」。橋下大阪市長による思想調査アンケートが違法であることが認められた瞬間でした。弁護団・原告団は、裁判所前で「勝訴」「橋下市長を断罪!」「思想調査アンケートは違法!」と書いた旗を支援者の前に掲げました。裁判所南側で待機していた大阪自治労連各単組や多くの支援者から大きな拍手がわき上がりました。

憲法28条 団結権 憲法13条 プライバシー 権を侵害

橋下市長の手法を断罪

橋下市長のアンケートは違法な「思想調査」市労組の59人が提訴

2012年2月、橋下大阪市長は、労働組合活動への参加の有無、特定の政治家の応援の有無、誘った人、誘われた場所などの回答を「職務命令」で強制するアンケートを実施しました。大阪市労組の組合員は、内容のひどさと、「処分」の間で悩みました。こうした中59人(別項「スタンダップ」で1人づつ紹介中)が立ち上がり、このアンケートは思想調査であり違法だとして裁判が始まりました。昨年11月17日には証人尋

問が行われ、原告の5人が当時の実態や職場の状況などを語りました。結審となった今年1月19日には原告団長が陳述を行いました。

「心理的葛藤で精神的苦痛」認める判決

判決は、「市長は、その地位に基づき、被告の職員に対し、職務命令を发出する権限を有しているが、いかなる内容の職務命令であっても発出できるものでないことはいままでもなく、その発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の権利を侵害することがないよう職務上の注意義務を負っているというべき」とし、「原告らは、本



永谷孝代原告団長からは、支援のお礼と、改めて市民のための大阪をめざしていく決意が語られました

件職務命令により、本件アンケートへの回答を義務付けられるとともに、正確な回答をしなければ懲戒処分の対象となり得ることが明示されたことから、回答するか否かの心理的葛藤が生じ、回答した者も、回答しなかった者もいずれも精神的苦痛を被ったことが認められる」と断定しています。判決は、課題はあるものの、プライバシー権、労働基本権を明確に侵害しているアンケートとして、違法な公権力の行使と認められた画期的判決です。

5月17日に大阪市の廃止を問う「住民投票」実施が決定。府立労働センター大ホールに800人以上が集う



「大阪市なくしたらアカン」広がる連帯・共同の力

富田宏治さん(関西学院大学法学部教授)の講演では、「大阪市解体後に残るのは、権限も財源も貧弱な特別区5つだけ。『橋下きらいや』『わからない』と言って棄権すれば橋下の思っポ」と、住民投票に行つて意思表示することが大事なことと強調されました。

大阪市なくなる!くらしこわれる! 「都構想」ストップ! 維新政治ノー! 大阪府民集会

3月19日

広がる連帯・共同の力

住民投票に勝利して維新政治にとどめを

嶋三夫さんから、「区医師会として『都構想』反対の決議をあげた」と紹介。また「府民のちから2015」呼び掛け人の旭堂南陵さんからは、「都構想」をやれば、税の半分も住民のために使われない」と連帯の挨拶が行われました。

いと「あかん! カジノ女性アピール」呼びかけ人の佐々木唯さん、東京都特別区制度を真似ても大阪は悪くなるだけと東京自治労連書記長の喜人肇さん、反維新4党派共同を粘り強くすすめる共産党大阪市議員団の北山良三さん、それぞれから力強い報告がありました。

「棄権は危険」投票に行つて

「反対」の意思表示を

今月のキーワード 「基本給」

時間外勤務手当、通勤手当(交通費)、住居手当などといった諸手当を除いた、給料のベース(基本)となる金額のことです。毎月支払われる給料のほかに、期末・勤勉手当(賞与)や退職手当なども基本給から算出されます。そのため、基本給は生涯賃金に大きな影響をもたらすものであり、重要なものです。逆に、諸手当を含め、所得税などの各税金も差し引き、実際に手にする給料のことを「手取り(てとり)」や「手取り給」と呼ばれています。公務員の場合、人事院の給与勧告が各自治体の給与に多大な影響を与えています。

ジェンダー平等にむけて 「選択的夫婦別姓」

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在し、別姓実現を裁判に求めている人々もいます。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づく社会制度の確立のため選択的夫婦別姓を認める法整備が必要です。婚姻の際の氏についての法制度を大別すると、英米法では何の規制もなく個人の自由に委ねています。ドイツ民法を輸入した日本・トルコ等では、かつては夫婦同姓が強制されましたが、ドイツを含め法改正された結果、別姓を選択することが認められ、苗字の選択の狭い日本は特例となっています。